

(整理番号 520)

## 大阪地方最低賃金審議会

### 令和5年度第1回大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月23日(水)  
午後3時58分から同5時04分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者  
公益を代表する委員 2名  
労働者を代表する委員 2名  
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
  - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
  - (2) 審議の進め方について
  - (3) 審議資料について
  - (4) 大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
  - (1) 部会長に村上委員、部会長代理に森委員が選出された。
  - (2) 今年度の大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
  - (3) 事務局から専門部会における審議の進め方について説明が行われた。
  - (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
  - (5) 大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
    - ・ 労働者代表委員からは、若年層の離職問題が顕在化しており、厳しい就業環境下で人材確保・定着を進めるためには、大阪の鉄鋼産業として魅力的な賃金水準を示すだけでなく、地域別最低賃金よりも

高い水準を継続して示す必要がある等の理由から必要性有りとの主張があった。

- 使用者代表委員からは、中国鉄鋼業で足元の需要に見合った生産規模への調整が行われず、高水準の粗鋼生産が継続し、日本、ASEAN 周辺国の市況に影響を及ぼしていること。大阪府には、鉄鋼業のサプライチェーンにおける二次加工、三次加工を主体とした中小企業・小規模事業者が多く、賃上げ原資を確保するための価格転嫁が不十分であり、支払能力も厳しさを増す中で雇用維持を優先すべき等の理由から必要性無しとの主張があった。

(6) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。